

深川市新庁舎建設 基本設計書 【概要版】（案）

令和 2 年 7 月現在

1	基本方針	1
2	計画概要	2
3	配置・動線計画	3
4	階構成計画	3
5	平面計画	4
6	立面計画	
7	断面計画	
8	内装計画	
9	ユニバーサルデザイン計画	5
10	環境配慮計画	
11	防災計画	5
12	構造計画	6
13	設備計画	
14	概算工事費・工事工程表	

※現時点で整理し今回お示しする内容は、
網掛け（黄色）部分となります。
※ページ番号は今回の資料のものです。
※本資料は現時点の案となりますので今後
変更となる場合があります。

1 基本方針

深川市新庁舎建設基本計画の基本方針に基づき、市民の安心・安全な暮らしを守り、市民に親しまれ利用しやすい庁舎の実現を目指します。

基本方針1 市民に親しまれ利用しやすい庁舎

- ・市民の利用頻度が高い窓口機能を、低層階に集約して配置します。
- ・窓口の対面配置やワンフロア化により、来庁者の移動を極力短くするなど、利便性に配慮した窓口配置とします。
- ・来庁者が安心して相談や手続きが行えるようプライバシーに配慮した窓口や相談室等を設けます。
- ・気軽に訪れ親しみやすい庁舎となるよう、多目的スペースや情報発信スペース等を設けます。

基本方針2 市民の安心安全を守る災害に強い庁舎

- ・災害時に防災拠点としての機能が十分に発揮できるよう、高い耐震性を有する構造とし、災害対策本部など必要な機能を整備します。
- ・防災拠点としての活動に必要な電力や給水などの設備のバックアップを行います。
- ・浸水程度に応じて段階的に対策を講じ、浸水被害の軽減を図ります。また、万が一に備え電気室や機械室などの重要諸室は上層階に配置します。

基本方針3 人と環境に優しい庁舎

- ・分かりやすい案内表示や十分な通路幅の確保のほか、エレベーターの導入や多目的トイレの設置など、誰もが使いやすい庁舎となるよう、ユニバーサルデザインの考えに基づき整備します。
- ・自然エネルギーの利用や省エネルギー化を図り、環境負荷と維持管理コストを抑えた庁舎とします。

基本方針4 効率的で安全な庁舎

- ・見通しの良い執務空間とし、将来の組織変更にも柔軟に対応できる効率的なレイアウトとします。
- ・様々な行政需要に柔軟に対応できるよう情報ネットワークを整備し、高度情報化に対応します。
- ・重要度に応じたセキュリティ区画の設定や防犯対策等を実施し、来庁者等の安全確保や行政情報の保護等を図ります。

鳥瞰パース

(次回以降の会議でお示しします)

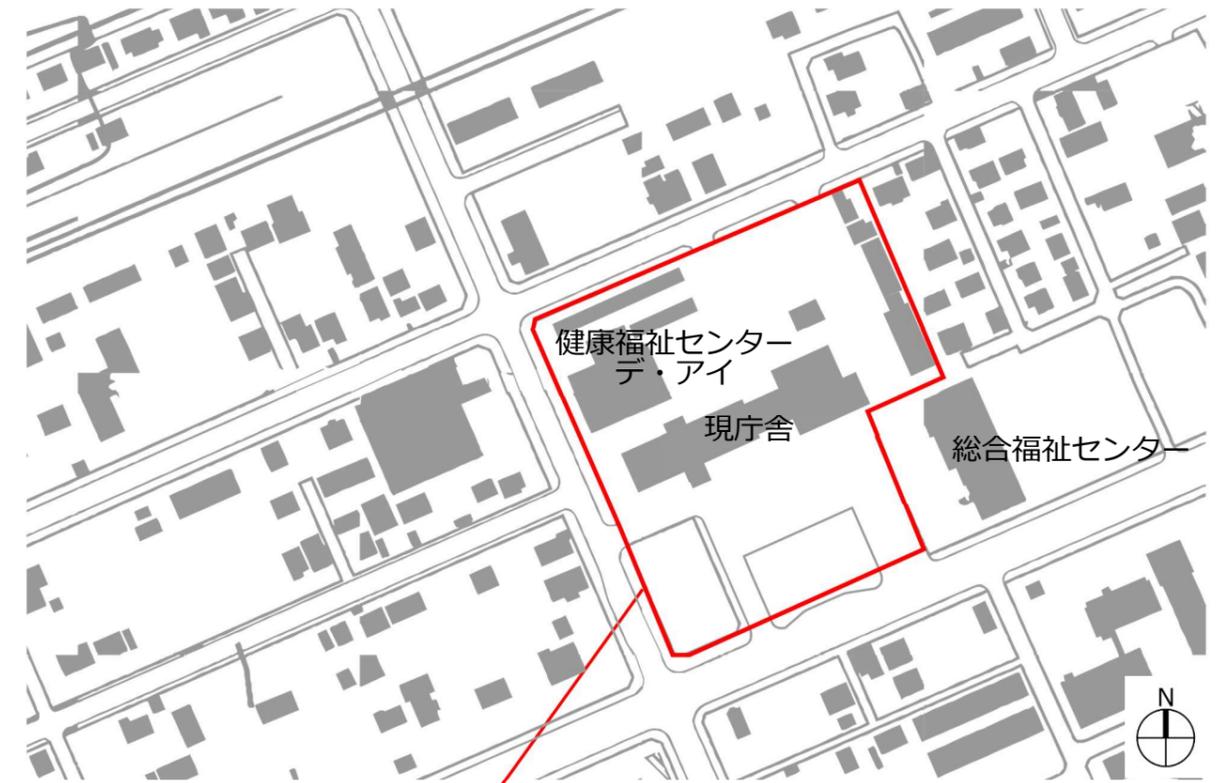
2 計画概要

(1) 敷地概要

建設位置	深川市2条17番
敷地面積	18,365.7 m ²
用途地域	第2種住居地域（予定）
防火指定	防火指定なし
その他指定	建築基準法22条区域
許容容積率	200%
許容建蔽率	60%
日影規制	4m（4時間、2.5時間）
斜線制限	道路斜線：適用距離20m、勾配1.25
前面道路	北側：幅員 16,000 mm 西側：幅員 18,760 mm・20,760 mm 南側：幅員 21,820 mm

(2) 建物概要

建物用途	市庁舎（事務所）
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上4階、地下1階
建物高さ	
駐車台数	
駐輪台数	
建築面積	
延床面積	
建蔽率	
容積率	



計画地

案内図

(3) 面積表 （平面図の変更により、今後変更となる場合があります。）

	階数	床面積	容積対象外面積	容積対象面積
延床面積	R階	25 m ²	25 m ²	0 m ²
	4階	1,540 m ²	0 m ²	1,540 m ²
	3階	1,540 m ²	0 m ²	1,540 m ²
	2階	1,540 m ²	0 m ²	1,540 m ²
	1階	1,552 m ²	0 m ²	1,552 m ²
	地下1階	195 m ²	0 m ²	195 m ²
	計		6,392 m ²	25 m ²

※未記載部分は次回の会議でお示しします。

3 配置・動線計画

(1) 配置計画

- 健康福祉センターデ・アイとの一体的な活用や、南側敷地を広く確保して有効活用を図れること。さらには、幹線道路からの良好なアクセスを確保し路線バスの敷地内乗入れが可能となることなどから、新庁舎は現庁舎の「北側」に配置します。
- 新庁舎の南側にはまとまった来庁者駐車場を設けるほか、イベントや災害対応などの幅広い用途に活用できるスペースを確保します。
- 新庁舎の東側には公用車車庫を配置します。また、北側の敷地には大型車庫と職員駐車場を設けます。
- 新庁舎から健康福祉センターデ・アイまでの通路には行き来がしやすいよう屋根を設け、一体的に活用します。
- 既存の前庭の緑地をできるだけ残し、自然環境や周辺環境との調和に配慮します。
- 耐震性が不足し老朽化した克雪車両センターは、緊急対応用の車両を除き敷地外に整備します。

(2) 動線計画

- 動線の交錯をできるだけなくし、歩行者、車両ともに安全性を重視した動線とします。
- 新庁舎の来庁者出入口は南側及び西側に設けます。また休日・夜間窓口及び職員出入口は北側に設けます。
- 南側の正面玄関の前には車寄せを設け、その周辺には雨や雪の影響を受けないよう庇を設けます。また、正面玄関に近接して幅の広い駐車スペース（思いやり駐車場）を配置します。
- 健康福祉センターデ・アイとの間に車路を設け、敷地南北の動線を確保します。
- 敷地内への路線バスの乗り入れを計画します。
- 敷地西側の出入口は、市道仲町通線から直進で出入りできるように計画します。

4 階構成計画

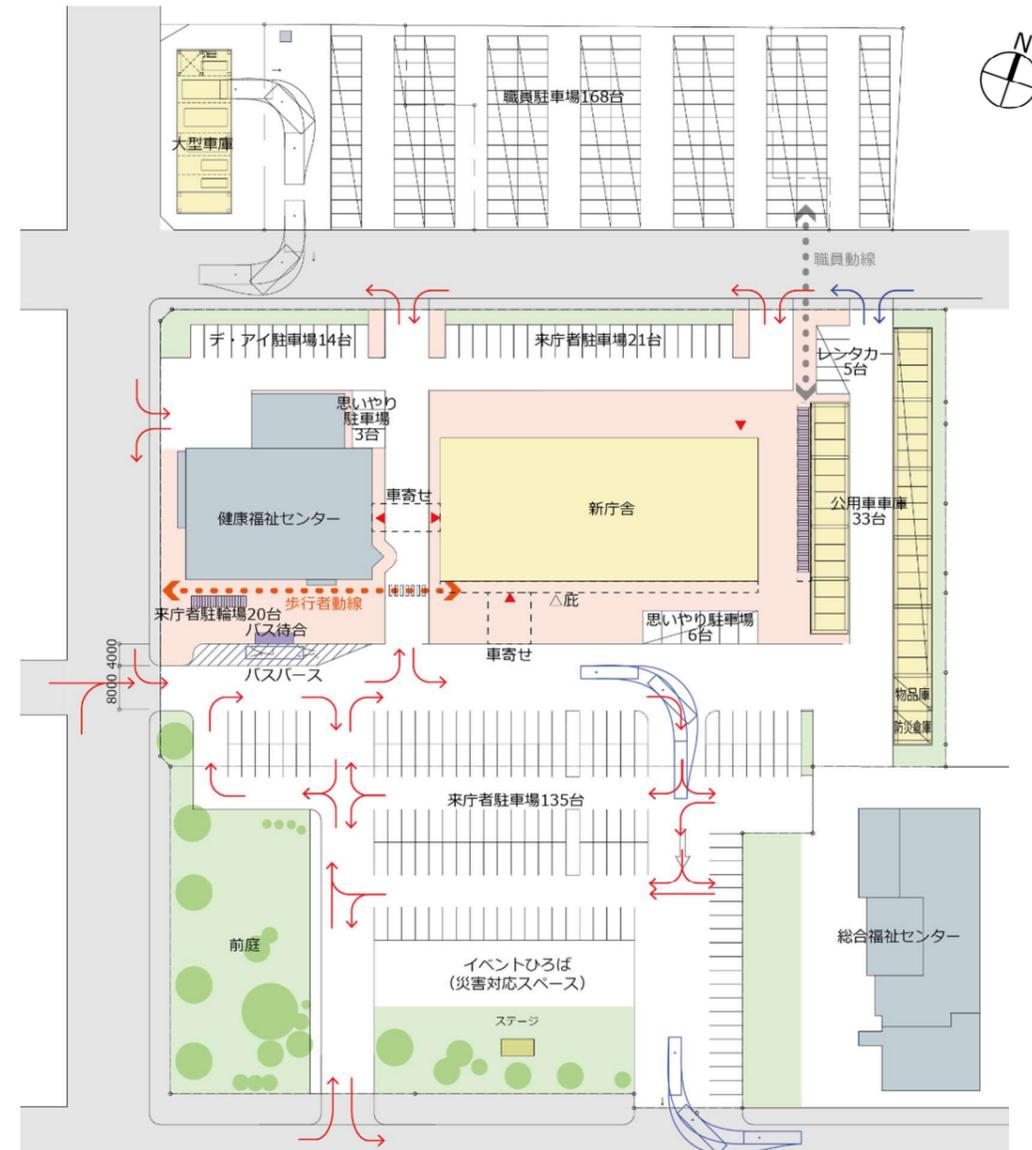
- 現庁舎等を使用しながらの新庁舎建設や、限られた敷地の有効活用などを図る必要があることから、建築面積を抑えるため4階建てとし、一部地下を設けます。
- 市民窓口機能、行政事務機能、議会機能などをフロアごとに配置し、利便性の高い機能的な階構成とします（各階に配置する部署は下記のとおり）。
- エレベーターを設置して来庁者の円滑な移動に配慮します。

■各階に配置する部署

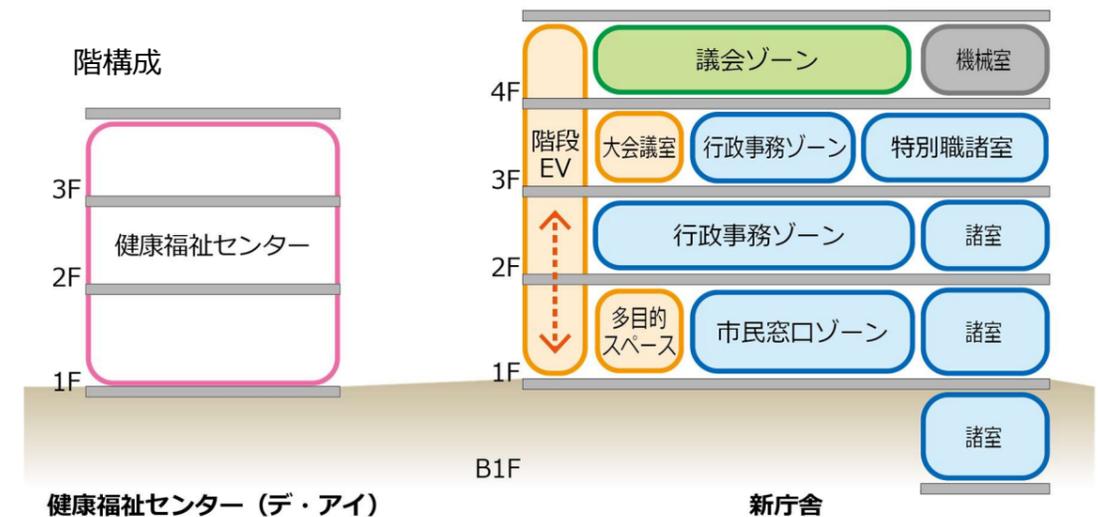
※配置は現時点の案となりますので今後変更となる場合があります。

階数	部署名
4階	議会事務局、監査事務局
3階	特別職、総務課、選挙管理委員会、秘書広報係、情報システム係、自治防災室、庁舎建設推進室、企画財政課
2階	地域振興課、農政課、商工労政課、都市建設課、建築住宅課、上下水道課、環境課、学務課、生涯学習スポーツ課、農業委員会
1階	市民課、社会福祉課、子育て支援推進室、高齢者支援課、健康福祉課、税務課、会計課

配置図



※配置図は現時点の案となりますので、今後変更となる場合があります。



5 平面計画

■基本的な考え方

- ・来庁者の移動距離が短く利便性が高まるように、執務室の窓口カウンターは対面配置型（中廊下型）とします。
- ・車いすやベビーカーを利用する方に配慮して出入口等の段差を無くし、ゆとりある通路幅を確保します。
- ・待合スペースは来庁者が圧迫感を感じないように、視線を遮る工夫をします。
- ・執務室は、将来の組織変更にも柔軟に対応するため、間仕切りのないオープンプローアとします。
- ・プライバシーに配慮した窓口や相談室を設けます。
- ・多目的スペースなど市民が利用するエリアには公衆無線LANを整備します。

■地下1階

- ・更衣室等を配置します。

■1階

- ・市民の利便性に配慮し、利用頻度の高い窓口を配置します
- ・正面玄関からわかりやすい位置に階段やエレベーターを配置します。
- ・多目的スペースや情報発信スペース、売店等は正面玄関に近い位置に配置します。
- ・多目的スペースは、市民が自由に休憩や待ち合わせなどに利用できるスペースとするほか、選挙事務などの臨時事務や展示、災害対応など多目的に利用します。
- ・子育て世代の利用に配慮した、授乳室やキッズスペースを設けます。
- ・健康福祉センターデ・アイにアクセスしやすい位置に出入口を設けます。

■2階

- ・1階に次いで来庁者が多い窓口や部署を配置します。
- ・相談室や打合せ室等を分散して設け、使いやすい庁舎とします。

■3階

- ・特別職諸室に近接して防災担当部署、災害対策室等を配置し、災害発生時に迅速に対応できる庁舎とします。
- ・大会議室を配置し、会議形態や利用人数などに合わせ柔軟に利用できるよう、可動間仕切り壁を設けます。

■4階

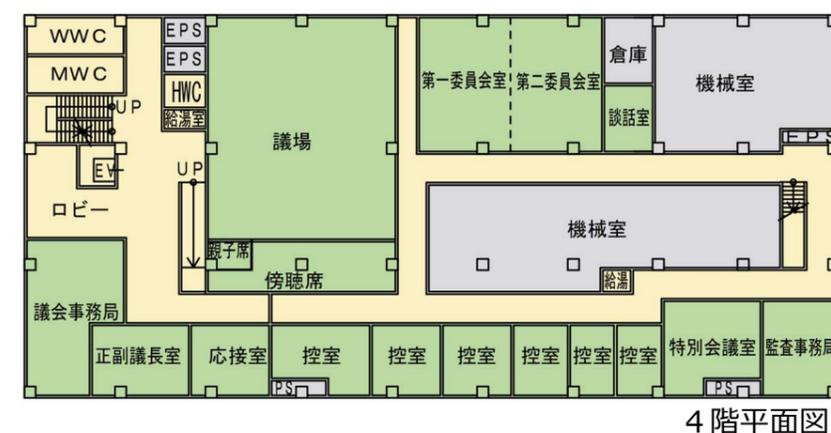
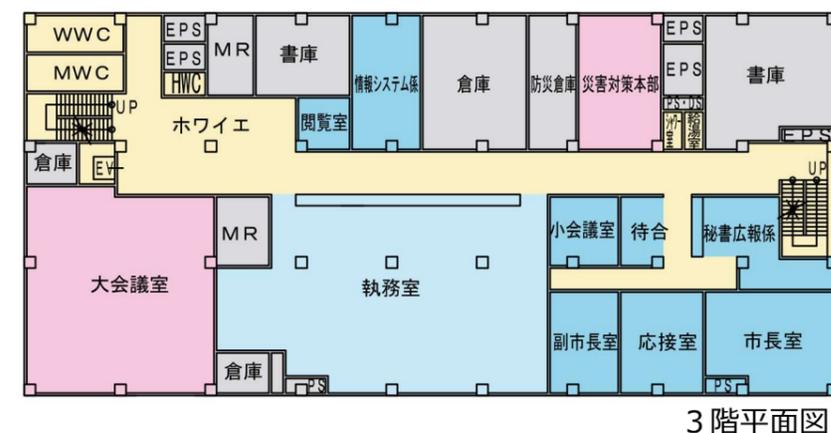
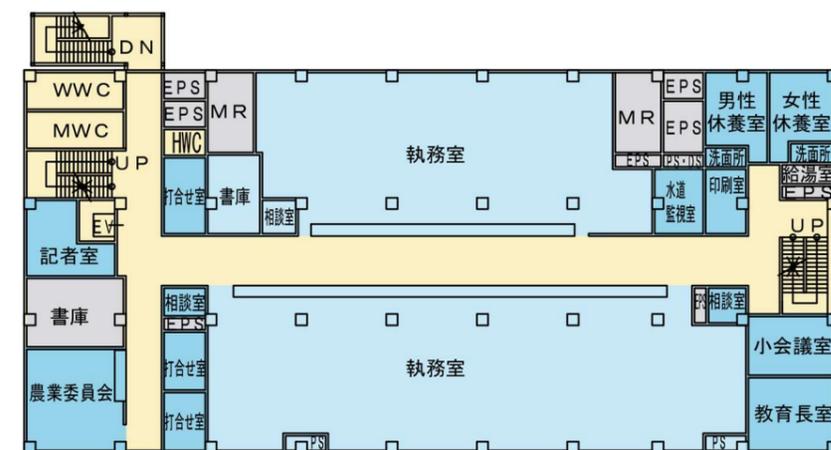
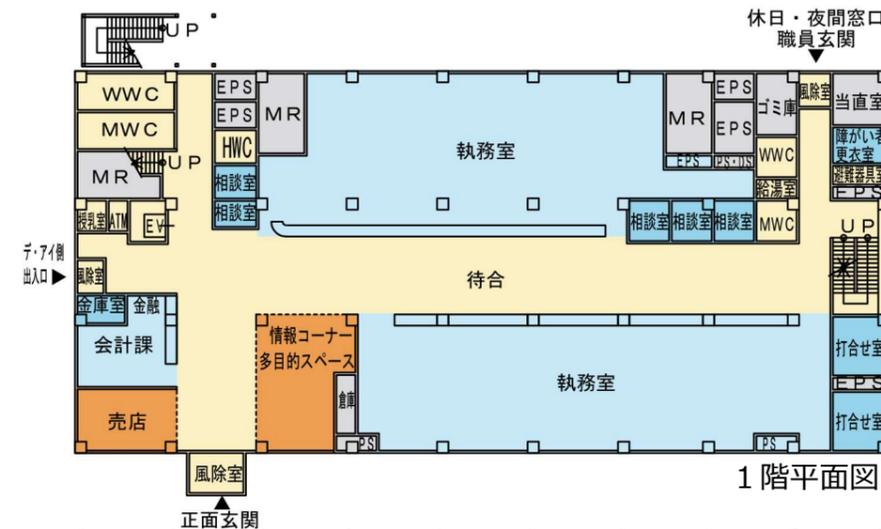
- ・議会機能は、議決機関としての独立性を確保するとともに、市民に開かれた施設となるように議場や委員会室などを集約配置します。
- ・浸水の影響を受けないように電気室や機械室を配置します。

※平面図の「EV」はエレベーター、「MWC」は男性トイレ、「WWC」は女性トイレ、「HWC」は多目的トイレ、「MR」は機械室、「EPS」は電気用配管スペースです。

※平面図は現時点の案となりますので、今後変更となる場合があります。



地下1階平面図
1/500



9 ユニバーサルデザイン計画

(1) 基本的な考え方

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、バリアフリー法) および「北海道福祉のまちづくり条例」における整備基準に基づき、誰にでも「わかりやすい」「利用しやすい」「使いやすい」庁舎を目指します。

(2) ユニバーサルデザインの具体的整備内容

アプローチ	・天候に影響されずにアプローチできる庇を設置
駐車場	・正面玄関の近くに駐車スペースが広い思いやり駐車場を設置
エントランス 待合ロビー	・授乳室を設置 ・休憩スペースとしてベンチを設置
窓口	・車いす利用者に配慮した窓口カウンターや記載台の高さの設定。 ・子供連れの方が利用しやすいキッズコーナーを設置
サイン	・カラーユニバーサルデザイン等を取り入れた分かりやすいサインの設置
移動経路	・床の仕上げは段差を解消 ・ゆとりのある通路幅を確保 ・各室やエレベーターの出入口を広く確保
トイレ	・多目的トイレの各階への設置 ・手すりの設置
手すり	・点字サインの設置 ・誰もが使いやすい高さで設置
議場	・傍聴席へのスロープ設置 ・車いす傍聴席の設置
緊急時・災害時	・ストレッチャー対応エレベーターの設置

※内容は今後追加します。

1.1 防災計画

(1) 基本的な考え方

- ・災害時に防災拠点として、救援活動や災害復旧活動が十分に行えるよう、地震や水害など想定されるリスクに対応した性能、設備とします。

(2) 耐震安全性

- ・建物の構造は防災拠点としての機能が十分発揮できるよう高い耐震性、安全性を有する施設とします。

(3) 水害対策計画

- ・浸水程度に応じて段階的に対策を講じ、浸水被害の軽減を図ります。

<計画規模(おおむね100年に一度の想定)>

建物1階の床の高さを地盤面よりも高く設定し、出入口に防潮板を設置して浸水を防ぎます。

<想定最大規模(おおむね1,000年に一度の想定)>

2階以上で執務機能が維持できるよう、災害対策本部機能や電気室等を上層階に設置するほか、電話・放送・受変電等の設備系統は1階と2階以上で系統分けを行います。

(4) 災害に備えた設備計画

■電力

- ・停電時の電源供給用として、非常用発電機を設置します。
- ・非常用発電機単体で3日間、暖房ボイラーの燃料との兼用により最長7日間運転可能な量の燃料を確保します。

■通信

- ・電話回線、通信衛星、防災行政無線など複数の通信手段を確保します。

■給水

- ・飲料水はペットボトル備蓄により3日分を確保します。
- ・雑用水は消火水槽と兼用し、3日分のトイレ洗浄水を確保します。

■排水

- ・5日分の排水が貯留可能な緊急排水槽を地下ピットに設けます。

■暖房

- ・停電時も稼働できるよう、非常用発電機からボイラーと空調設備に電源供給を行います。また、ボイラーの燃料を3日間以上確保します。

(5) 帰宅困難者対応

- ・災害発生時に来庁者が帰宅困難等となった場合に、一時的に滞在できるよう必要な設備や機能を備えます。

1.2 構造計画

(1) 構造計画の基本方針

■ 安全性

- 地震や洪水といった災害時には「防災拠点」として機能することが求められることから、本建物の耐震性能の目標は、官庁施設の総合耐震計画基準に示されている「耐震安全性の分類Ⅰ類」（重要度係数 $I=1.5$ ）相当とします。（非構造部材：A類、建築設備：甲類）

■ 経済性

- 耐震要素（壁・柱）を平面的および立面的にバランス良く配置することにより、少ない躯体数量で十分な耐震性能を確保します。
- 汎用性のある一般的な構造材料を採用し、経済性に配慮します。

■ 使用性

- レイアウト上必要となる箇所に耐震壁を設け、将来の更新に配慮した構造計画とします。

■ 施工性

- 特殊な工法を使用せず汎用性のある一般的な工法を採用し、施工性に配慮します。

(2) 構造形式

- 建物の構造形式は、耐震構造・制振構造・免震構造の3つに区別されます。どの形式としても目標の耐震安全性は確保されますが、庁舎の規模、建設コスト、工期などから経済性、施工性に優れた耐震構造とします。

(3) 架構計画

- 建物の構造種別と架構計画は、執務スペースのレイアウトの自由度を確保でき、コスト面と耐久性で優れた鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（プレストレストコンクリート造）とします。

表：耐震安全性の目標（官庁施設の総合耐震計画基準等）

耐震安全性の分類	大地震時*の耐震安全性の目標 極めて稀に発生する地震動	適用されるべき建物
Ⅰ類相当 ($I=1.5$)	・主要業務遂行のための機能が確保され、インフラ等の外部支援の復旧に伴い主要業務の再開が可能となる。	防災拠点、拠点病院等 地震後に機能維持が必要とされる建物
Ⅱ類相当 ($I=1.25$)	・建築物内での基本的活動を維持するための重要機能が確保され、避難所として利用できる。 ・インフラ等の復旧に伴い、限定された範囲の主要業務・活動が再開できる。	病院、避難施設、 コンピュータセンター、 本社機構等地震被害を 小さくしたい建物
Ⅲ類相当 ($I=1.0$)	・業務活動のための機能は失われるが、人命を損なうような被害は生じない。 ・建築物内に立ち入ることが可能で、限定された領域で必要最小限の救急活動などの緊急対応ができる。	一般建物 ある程度の地震被害を 許容する建物

※大地震は震度6弱～震度6強程度の地震(例：阪神淡路大震災における神戸三宮地区、東日本大震災における仙台市宮城野地区等で観測された震度7の地震)を想定